

令和7年度断層の活動性評価手法の整備に係る地質 調査及び室内分析

入札説明書

最低価格落札方式〔全省庁共通電子調達システム対応〕

入札説明書
入札心得式
入札書様式
電子入札案件の書面入札参加様式
委任状様式
予算決算及び会計令（抜粋）
仕様書
入札適合条件
契約書（案）

原子力規制委員会
原子力規制庁

入 札 説 明 書

原子力規制委員会原子力規制庁の役務の調達に係る入札公告（令和 7 年 5 月 9 日 付け公告）に基づく入札については、関係法令、原子力規制委員会原子力規制庁入札心得及び電子調達システムを利用する場合における「調達ポータル・電子調達システム利用規約」（<https://www.p-portal.hq.admix.go.jp/pps-web-gov/resources/app/pdf/riyoukiyaku.pdf>）に定めるもののほか下記に定めるところによる。

記

1. 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地

支出負担行為担当官 原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 小林 雅彦
〒106-8450 東京都港区六本木一丁目 9 番 9 号

2. 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和7年度断層の活動性評価手法の整備に係る地質調査及び室内分析

(2) 履行期限

令和 8 年 3 月 2 3 日

(3) 納入場所

仕様書による。

(4) 入札方法

入札金額は、総価で行う。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3. 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。

(3) 原子力規制委員会から指名停止措置が講じられている期間中の者ではないこと。

(4) 令和 07・08・09 年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。

(5) 入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

4. 入札者に求められる義務等

この入札に参加を希望する者は、原子力規制庁が交付する入札説明書に基づいて適合証明書を作成し、期限までに提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において支出負担行為担当官等から当該適合証明書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

なお、提出された適合証明書は原子力規制庁において審査するものとし、審査の結果、合格した適合証明書に係る入札書のみを落札決定の対象とする。

5. 入札説明会の日時及び場所

入札説明会は開催しない。

6. 適合証明書の提出について

(1) 提出期限

令和7年5月26日（月）12時00分

(2) 提出場所

〒106-8450 東京都港区六本木一丁目9番9号 六本木ファーストビル
原子力規制庁 地震・津波研究部門

(3) 提出方法

ア. 電子調達システムによる提出の場合

電子調達システムで参加する場合は、(1)の期限までに同システム上で適合証明書を提出すること。

イ. 書面による提出の場合

書面で提出する場合は、(1)の提出期限までに原子力規制委員会原子力規制庁入札心得に定める様式2による書面入札届と併せて提出すること。

提出方法は持参、郵送または電子メールによるものとする。郵送の場合は確実に届くよう、配達証明等で送付すること。

電子メールで送付する場合には、16.(1)の本件に関する照会先に送付すること。

また、原子力規制庁到着時刻をもって提出期限の判断を行うこととなるため、余裕をもって提出すること。期限を超えた場合には理由を問わず入札に参加することはできない。

(4) その他

審査の結果は令和7年6月9日（月）までに電子調達システムで通知する。書面により入札に参加する者へは、書面で通知する。（審査結果通知書）

7. 競争執行の日時、場所等

(1) 入札・開札の日時及び場所

日時 令和7年6月11日（水）13時30分 （開場は10分前とする。）

場所 原子力規制委員会原子力規制庁 六本木ファーストビル18階入札会議室

(2) 入札書の提出方法

入札書の提出は以下の方法のみであり、メール等その他の方法による提出は認めない。

ア. 電子調達システムによる入札の場合

(1)の日時までに同システムにより入札を行うものとする。

イ. 書面による入札の場合

原子力規制委員会原子力規制庁入札心得に定める様式2による書面を6.(1)の日時までに提出済みであること。

また、原子力規制委員会原子力規制庁入札心得に定める様式1による入札書を(1)の日時及び場所に持参すること。なお、入札書の日付けは、入札日を記入すること。

入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(3) 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

8. 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札額によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

9. その他の事項は、原子力規制委員会原子力規制庁入札心得の定めるところにより実施する。

10. 入札保証金及び契約保証金 全額免除

11. 契約書の作成の要否 要

12. 契約条項 契約書（案）による。

13. 支払の条件 契約書（案）による。

14. 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

15. 暴力団排除に関する誓約

当該業務の入札については、原子力規制委員会原子力規制庁入札心得において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上参加すること。なお、書面により入札する場合は、誓約事項に誓約する旨を入札書に明記することとし、電子調達システムにより入札した場合は、誓約事項に誓約したものとして取り扱うこととする。

16. その他

(1) 本件に関する照会先

質問は、電話又はメールにて受け付ける。

担当： 原子力規制委員会原子力規制庁

地震・津波研究部門 担当 松浦 旅人

TEL： 03-5114-2226

メールアドレス： matsuura_tabito_7o6@nra.go.jp

(2) 電子調達システムの操作及び障害発生時の問い合わせ先

政府電子調達システム（GEPS）

ホームページアドレス <https://www.p-portal.go.jp>

ヘルプデスク 0570-000-683（ナビダイヤル）

受付時間 平日9時00分～17時30分

(3) 競争参加者は、提出した証明書等について説明を求められた場合は、自己の責任において、速やかに書面をもって説明しなければならない。

(4) 入札結果は、落札者を含め、応札者全員の商号又は名称、入札価格について開札場において発表するとともに、原子力規制委員会ホームページにて公表することがある。

(別 紙)

原子力規制委員会原子力規制庁入札心得

1. 趣旨

原子力規制委員会原子力規制庁の所掌する契約（工事に係るものを除く。）に係る一般競争又は指名競争（以下「競争」という。）を行う場合において、入札者が知り、かつ遵守しなければならない事項は、法令に定めるもののほか、この心得に定めるものとする。

2. 入札説明書等

- (1) 入札者は、入札説明書及びこれに添付される仕様書、契約書案、その他の関係資料を熟読のうえ入札しなければならない。
- (2) 入札者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
- (3) 入札者は、入札後、(1)の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

3. 入札保証金及び契約保証金

環境省競争参加資格（全省庁統一資格）を保有する者の入札保証金及び契約保証金は、全額免除する。

4. 入札書の書式等

入札者は、様式1による入札書を提出しなければならない。ただし、電子調達システムにより入札書を提出する場合は、同システムに定めるところによるものとする。

なお、入札説明書において「電子調達システムにより入札書を提出すること」と指定されている入札において、様式1による入札書の提出を希望する場合は、様式2による書面を作成し、入札説明書で指定された日時までに提出しなければならない。

5. 入札金額の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6. 入札書の提出

- (1) 入札書を提出する場合は、入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上提出すること。なお、書面により入札する場合は、誓約事項に誓約する旨を入札書に明記することとし、電子調達システムにより入札した場合は、当面の間、誓約事項に誓約したものとして取り扱うこととする。
- (2) 書面による入札を行う場合は、様式1による入札書を封筒に入れ封かんし、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、宛名（支出負担行為担当官 原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官殿と記載）及び「令和7年6月11日開札〔令和7年度断層の活動性評価手法の整備に係る地質調査及び室内分析〕の入札書在中」と朱書きし、入札・開札の日時及び場所に持参すること。
- (3) 電子調達システムにより入札する場合は、同システムに定める手続に従い、入札日時までに入札書を提出すること。通信状況により提出期限内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、時間的余裕をもって行うこと。

7. 代理人等（代理人又は復代理人）による入札及び開札の立会い

代理人等により入札を行い又は開札に立ち会う場合は、代理人等は、様式3による委任状を持参しなければならない。また、代理人等が電子調達システムにより入札する場合には、同システムに定める委任の手続を終了しておかななければならない。

8. 代理人の制限

- (1) 入札者又はその代理人等は、当該入札に係る他の入札者の代理人を兼ねることができない。
- (2) 入札者は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第71条第1項各号の一に該当すると認められる者を競争に参加することができない期間は入札代理人とすることができない。

9. 条件付の入札

予決令第72条第1項に規定する一般競争に係る資格審査の申請を行った者は、競争に参加する者に必要な資格を有すると認められること又は指名競争の場合にあつては指名されることを条件に入札書を提出することができる。この場合において、当該資格審査申請書の審査が開札日までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったとき若しくは指名されなかったときは、当該入札書は落札の対象としない。

10. 入札の無効

次の各項目の一に該当する入札は、無効とする。

- ① 競争に参加する資格を有しない者による入札
- ② 指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札
- ③ 委任状を持参しない代理人による入札又は電子調達システムに定める委任の手続を終了していない代理人等による入札
- ④ 書面による入札において記名を欠く入札
- ⑤ 金額を訂正した入札
- ⑥ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑦ 明らかに連合によると認められる入札
- ⑧ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2者以上の代理をした者の入札
- ⑨ 入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要がある入札にあつては、証明書が契約担当官等の審査の結果採用されなかった入札
- ⑩ 入札書の提出期限までに到着しない入札
- ⑪ 暴力団排除に関する誓約事項（別記）について、虚偽が認められた入札
- ⑫ その他入札に関する条件に違反した入札

11. 入札の延期等

入札参加者が相連合し又は不穩の行動をする等の場合であつて、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し若しくはとりやめることがある。

12. 開札の方法

- (1) 開札は、入札者又は代理人等を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人等の立会がない場合は、入札執行事務に係らない職員を立ち合わせて行うことができる。
- (2) 電子調達システムにより入札書を提出した場合には、入札者又は代理人等は、開札時刻に端末の前で待機しなければならない。
- (3) 入札者又は代理人等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は委任状を提示しなければならない。
- (4) 入札者又は代理人等は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。
- (5) 入札者又は代理人等は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

- (6) 開札をした場合において、予定価格の制限内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。電子調達システムにおいては、再入札を行う時刻までに再度の入札を行うものとする。なお、開札の際に、入札者又は代理人等が立ち会わず又は電子調達システムの端末の前で待機しなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。ただし、別途指示があった場合は、当該指示に従うこと。

13. 調査基準価格、低入札価格調査制度

- (1) 工事その他の請負契約（予定価格が1千万円を超えるものに限る。）について予決令第85条に規定する相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準は次の各号に定める契約の種類ごとに当該各号に定める額（以下「調査基準価格」という。）に満たない場合とする。
- ①工事の請負契約 その者の申込みに係る価格が契約ごとに10分の7.5から10分の9.2までの範囲で契約担当官等の定める割合を予定価格に乗じて得た額
 - ②前号以外の請負契約 その者の申込みに係る価格が10分の6を予定価格に乗じて得た額
- (2) 調査基準価格に満たない価格をもって入札（以下「低入札」という。）した者は、事後の資料提出及び契約担当官等が指定した日時及び場所で開催するヒアリング等（以下「低入札価格調査」という。）に協力しなければならない。
- (3) 低入札価格調査は、入札理由、入札価格の積算内訳、手持工事の状況、履行体制、国及び地方公共団体等における契約の履行状況等について実施する。

14. 落札者となるべき者が2者以上ある場合の落札者の決定方法

当該入札の落札者の決定方法によって落札者となるべき者が2者以上あるときは、直ちに当該者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

なお、入札者又は代理人等が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

15. 落札決定の取消し

落札決定後であっても、入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消することができる。

16. 契約書の提出等

- (1) 落札者は、契約担当官等から交付された契約書に記名押印（外国人又は外国法人が落札者である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる。）し、契約書を受領した日から10日以内（期終了の日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する日に当たるときはこれを算入しない。）に契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。
- (2) 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

17. 契約手続において使用する言語及び通貨

契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

(別 記)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

令和 年 月 日

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

所在地
商号又は名称
代表者役職・氏名
(復)代理人役職・氏名

下記のとおり入札します。

記

- 1 入札件名 : 令和7年度断層の活動性評価手法の整備に係る地質調査及び室内分析
- 2 入札金額 : 金額 円也
- 3 契約条件 : 契約書及び仕様書その他一切貴庁の指示のとおりとする。
- 4 誓約事項 : 本入札書は原本であり、虚偽のないことを誓約するとともに、暴力団排除に関する誓約事項に誓約する。

部署名 :
責任者名 :
担当者名 :
T E L :
E-mail :

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

所 在 地
商 号 又 は 名 称
代 表 者 役 職 ・ 氏 名

書面入札届

下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、書面入札方式で参加をいたします。

記

- 1 入札件名 : 令和7年度断層の活動性評価手法の整備に係る地質調査及び室内分析
- 2 電子調達システムでの参加ができない理由
(記入例) 電子調達システムで参加する手続が完了していないため

担当者等連絡先

部署名	:
責任者名	:
担当者名	:
T E L	:
E-mail	:

(様式 3 - ①)

委 任 状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

所 在 地
(委任者) 商 号 又 は 名 称
代 表 者 役 職 ・ 氏 名

代 理 人 所 在 地
(受任者) 所 属 (役 職 名)
代 理 人 氏 名

当社

を代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

- 1 令和7年度断層の活動性評価手法の整備に係る地質調査及び室内分析の入札に関する一切の件
- 2 1 の事項に係る復代理人を選任すること。

担当者等連絡先

部署名 :
責任者名 :
担当者名 :
T E L :
E-mail :

委 任 状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

代 理 人 所 在 地
(委任者) 商 号 又 は 名 称
所 属 (役 職 名)
代 理 人 氏 名

復 代 理 人 所 在 地
(受任者) 所 属 (役 職 名)
復 代 理 人 氏 名

当社

を復代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

令和7年度断層の活動性評価手法の整備に係る地質調査及び室内分析の入札に関する一切の件

担当者等連絡先

部署名 :
責任者名 :
担当者名 :
T E L :
E-mail :

(参 考)

予算決算及び会計令（抜粋）

（一般競争に参加させることができない者）

第七十条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第二十九条の三第一項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

（一般競争に参加させないことができる者）

第七十一条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

令和 7 年度断層の活動性評価手法の整備に係る

地質調査及び室内分析

仕様書

1. 事業名 令和7年度断層の活動性評価手法の整備に係る地質調査及び室内分析

2. 適用

この仕様書は、原子力規制委員会原子力規制庁（以下「規制庁」という。）が調達する上記の契約に関する仕様を規定するものである。

3. 概要

本作業では、断層の活動性評価に係る地質学的知見を収集する。野外踏査による地質調査を行い、露出している地層を対象に層位・層相確認及び試料採取を行う。地層が露出していない地域では、ボーリング掘削による地質調査を行って試料採取を行う。これら採取した試料及び規制庁所有の既存試料を用いて室内（テフラ及び微化石）分析を行う。これらの作業を通じて、断層の活動性評価手法に関するデータ取得・整理を行う。

4. 実施内容

調査内容は、下記から構成される。

4.1. 地質調査

4.1.1. 野外踏査

4.1.2. ボーリング調査

4.2. 室内分析

4.2.1. テフラ分析

4.2.2. 植物珪酸体分析

4.3. 成果報告書の作成

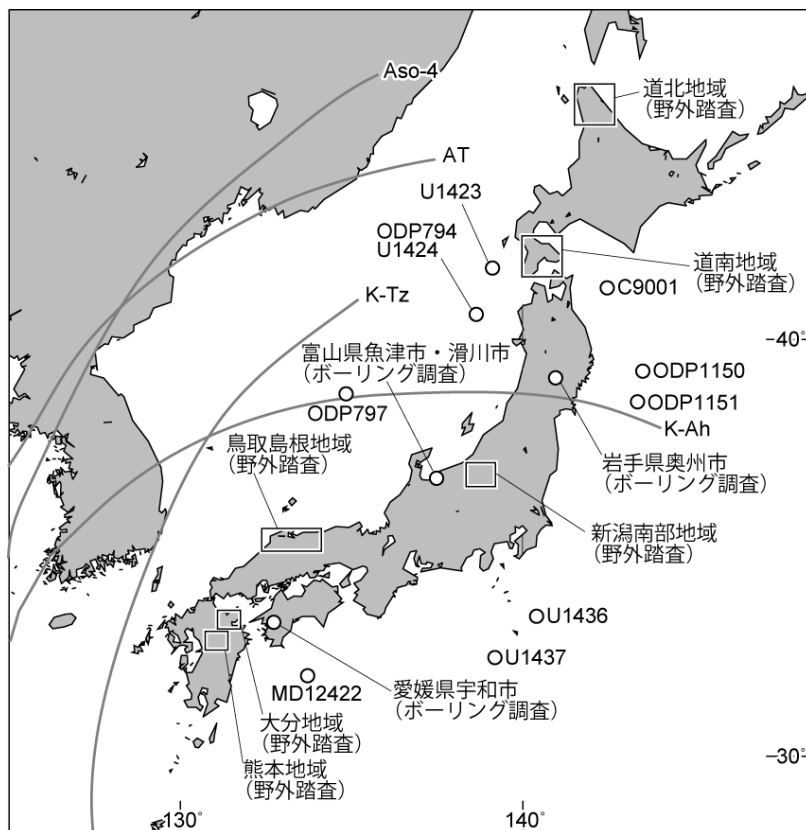


図1 調査地域及び本業務に関連した海底コアサイトの位置図。K-Ah、AT、Aso-4、K-Tz は九州の火山から噴出したテフラの分布を示し、日本列島全体に飛散している。

4. 1. 地質調査

4. 1. 1. 野外踏査

(1) 実施場所

道北地域、道南地域、新潟南地域、鳥取島根地域、大分地域及び熊本地域（図 1）における露頭。ただし、踏査対象露頭は、房総半島チバニアン階、東北沖太平洋深海底コア（北から C9001C 孔、ODP1150 孔、ODP1151 孔、U1436 孔、U1437 孔）、四国沖海底コア（MD012422 コア）及び日本海海底コア（北から U1423 孔、ODP794 孔、U1424 孔、ODP797 孔）中のテフラとの対比が予想されるテフラを良く保存していること。

(2) 作業内容・数量

本作業内容は、野外踏査計画書作成、概査及び詳査から構成される。

(a) 野外踏査計画書作成

公表論文、報告書等に記載されている露頭位置及びテフラの層相・層序をチェックした上で、調査地域ごとの調査（概査）ルート、調査地区・地点及び日程を設定し、野外踏査計画書にまとめること（文献表を添付すること）。野外踏査計画書について、概査（下記）を行う前に、規制庁担当者の承認を得ること。数量は表 4.1.1.1 の通り。

表 4.1.1.1 野外踏査計画書作成数量表

項目	細分	数量
野外踏査計画書作成	調査（概査）ルート設定（調査予定地区・地点を日程ごとに整理）、文献表作成	6 地域（道北地域、道南地域、新潟南地域、鳥取島根地域、大分地域及び熊本地域）

(b) 概査

概査では、野外踏査計画書に基づいて、露頭探索、露頭観察、写真撮影及び予察的層序図を作成し、中間報告書としてまとめること。中間報告書は、詳査（下記）を行う地点を限定するために用いられる。数量は表 4.1.1.2 の通り。

表 4.1.1.2 野外踏査（概査）数量表

項目	細分	数量
野外踏査（概査）	露頭探索、露頭観察、写真撮影、予察的層序図作成	48 箇所以上

・探索すべき露頭は、中期更新世（約 80 万年前）以降の地層が露出しているものとし、①テフラの保存が良好で試料採取に適していること、②テフラ層序が記録されていること、③テフラと他の堆積物の層位関係が明瞭であること、のいずれかを満たすこととする。これら①～③の条件を複数満たす露頭が望ましいが、いずれか一つの条件が突出して良好である場合は、その旨を明記すること。

・上記露頭に加えて、中期更新世より古い時代のテフラ、火山岩及び基盤岩が露出している露頭についても、必要に応じて調査対象とすること。

- ・数量は道北地域、道南地域、新潟南地域、鳥取島根地域、大分地域及び熊本地域で合計 48 箇所以上とし、一地域あたり最低 4 箇所を満たすこと（地域により露頭保存状態が異なることを考慮）。なお、テフラは空中を飛散するため、行政境界（特に分水嶺等の地形境界）に規制されないことから、調査地点は上記 6 地域の行政境界にとらわれず、それらの近隣地域からも選択できる（道北地域は稚内市、道南地域は函館市、新潟南地域は南魚沼郡湯沢町、鳥取島根地域は米子市、大分地域は別府市、熊本地域は菊池郡大津町を基点とすること）。
- ・既報の重要露頭が全部または一部消失しており、また近くに代替露頭が無い場合は、現状写真と既報成果（写真、スケッチ、柱状図等）を併せて示すことで 1 箇所とすることができる。

- ・以下の項目を調査日毎に規制庁担当者に連絡すること。

- 調査日、時刻、天候
- 調査者人数
- 調査地点及び内容
- 特記事項

(c) 詳査

詳査対象露頭は、中間報告書及び打ち合わせに基づき、規制庁担当者によって決定される。その後、露頭に現れている地層の層相、層位を観察し、層序を構築するとともに柱状図作成を行うこと。作成された柱状図について、規制庁担当者に現地説明の上、確認を受けるとともに、同担当者によって指示される層準の試料採取を行うこと。数量は表 4.1.1.3 の通り。

表 4.1.1.3 野外踏査（詳査）数量表

項目	細分	数量
野外踏査（詳査）	露頭観察、写真撮影、柱状図作成、試料採取*	24 箇所以上

*試料採取数量は 50 個以上し、現地で規制庁担当者によって最終決定される。

- ・詳査対象露頭は各調査地域合計で 24 箇所以上とする。一地域あたり 4 箇所を標準とするが、中間報告書の結果によって一地域あたり 1 箇所になり得る。

- ・これまでに規制庁業務で実施した露頭での調査はしない。ただし、重要層準の再検討のために、同露頭での再調査は認められる場合がある。その場合は理由を明記すること。

(3) データ整理

(a) 野外踏査（概査）

- ・詳査（下記）を行う地点を限定するために、必要な情報（露頭の位置座標及び地層の予察層序を付記した写真）を中間報告書として作成すること。中間報告書は別添とするため、成果報告書の本文に野外踏査（概査）章は不要とする。

(b) 野外踏査（詳査）

- ・野外で把握したテフラの層相を、写真または柱状図にわかりやすく図示すること。

・風化を受けたテフラ等、それらの正確な層厚把握が困難な場合、最小値及び最大値を提示し、その根拠を明示すること。

4. 1. 2. ボーリング調査

ボーリング掘削によりコアを取得し、コア観察及びコア試料採取を行う。数量は表 4.1.2.1 の通り。

表 4.1.2.1 ボーリング掘削数量表

掘削地点（図 1）	掘削径及びコア径	数量*	備考
岩手県奥州市胆沢若柳周辺	φ 86 mm 程度及び φ 65 mm 程度	80 m (8 m×10 本)	オールコアボーリング
新潟県上越市灰塚及び吉川区竹直周辺		21 m (7 m×3 本)	
富山県魚津市小山寺及び滑川市田林周辺		21 m (7 m×3 本)	
愛媛県西予市宇和町周辺		80 m (80 m×1 本)	

*岩手県、新潟県および富山県における各掘削地点で最低 1 カ所以上実施し、合計 122 m を満たせば各地点の掘削内訳は問わない。

(1) 調査の構成

本調査を構成する各項目の数量は、以下のとおりとする。

- | | |
|-------------------|-----|
| (a) 候補地選定・調査計画作成 | 1 式 |
| (b) 打ち合わせ | 1 回 |
| (c) 地権者交渉・各種手続き | 1 式 |
| (d) オールコアボーリングの掘削 | 1 式 |
| (e) 写真撮影 | 1 式 |
| (f) コア観察 | 1 式 |
| (g) コア試料採取 | 1 式 |

(2) 調査の詳細

(a) 調査位置・数量

・受注者は、詳細な掘削位置について規制庁担当者と協議の上、土地所有者などの了解を得ること。その後規制庁担当者が最終決定する。

・各孔の掘削深度は、掘削中の地質状況を基に規制庁担当者によって変更されることがある。ただし、掘削にかかる総経費は原則として変わらないものとする。

・今回掘削は、原則欠損のない連続試料の取得を目的とするので、地層の掘増しによる代替は認められない。

(b) 運搬方法

トラック運搬とする（現場内小運搬は行わない）。

(c) コア採取方法

コア採取方法はロータリーボーリングとすること。ただし、地層の変化に応じてコア採取

のための最も有効な方法を用いること。試錐機は公称能力が掘削深度の 2 倍以上のものを使用すること。

(d) 掘削径及び採取コア径

86 mm 程度及び 65 mm 程度

(e) 予想される地下地質

岩手県奥州市胆沢若柳周辺

粘性土・シルト 60%、砂・砂質土 20%、礫混じり土砂 20%

新潟県上越市灰塚及び吉川区竹直周辺

粘性土・シルト 60%、砂・砂質土 20%、礫混じり土砂 20%

富山県魚津市小山寺及び滑川市田林周辺

粘性土・シルト 60%、砂・砂質土 20%、礫混じり土砂 20%

愛媛県西予市宇和町周辺

粘性土・シルト 30%、砂・砂質土 40%、礫混じり土砂 30%

(上記は掘削予定地周辺における同時代地形面構成層の観察により決定。強風化軽石層は粘性土に分類した)

(f) ボーリング孔の測量

孔口位置の緯度・経度及び海拔高度を測量すること。精度は三等水準測量以上とすること。

(g) コアの取り扱い

・掘削したコアに対して、砂、シルト、ローム及びレスは半割りにした塩ビパイプ等に入れ、型くずれを防止すること。この時上下方向を間違えないようにすること。コアの写真撮影を行った後、ビニールで巻くなどして密封し、乾燥を防ぐこと。コア箱には地点番号とコア箱の通し番号及び深度をつけること。

(h) コア観察

本作業はボーリング掘削で得たボーリングコアについて行うこと。その際、コアの表面についた汚れをカッターナイフなどで削ぎ落としながら、岩相・層厚・色・固結度・粒度・礫形・礫種・マトリックス・層相変化の様子・テフラ試料や化石試料の有無・含水の程度について記載すること。深度は掘進長を記入すること。とくにコアの収縮によって実長と掘進長が一致しない場合があるが、そのときは必ず掘進長で記載すること。コア観察にあたって、以下の事項を守ること。

- ・層序記載は縮尺 1/20 以上で行なうこと。
- ・コアの概略が分かるように、最適な縮尺に編集した柱状図を作成すること。
- ・コア欠如部分には、欠如区間の深度を明記したプラスチック板等を入れておくこと。

(i) コアの試料採取

コア試料採取層準は規制庁担当者と協議の上決定される。1 層準あたり 3 試料分（テフラ試料、微化石分析試料及び追加分析用予備）を採取すること。基本的に肉眼視できるテフラ層は層ごとに、テフラ層中でユニット区分される場合はユニットごとに採取すること。それ以外の堆積物は 5 cm 間隔で連続的に採取するが、堆積物が増えるために 5 cm 間隔を満たさなくなる場合、2.5 cm 以下の間隔であれば同じ堆積物である上位（または下位）の試料に組み入れること。つまり、試料は最大 7.5 cm 間隔になり得る。各層準の採取量は 5 cc 程度を標準とすること。試料採取にあたって、テフラ試料は、それぞれボーリング掘削地点名、試料番号、試料採取層準及び試料名を明記したチャック付きビニール袋に入れること。

(3) 作業主任者及び現場代理人

作業主任者を定め、規制庁担当者の承認を得ること。作業主任者にはボーリング掘削及び第四紀地質に関する十分な知識を持つ者を充てること。

現地における調査を司る現場代理人を定め、規制庁担当者の承認を得ること。現場代理人にはボーリング掘削等に関する十分な経験を持つ者を充てること。

(4) 調査計画書の提出と打ち合わせ

打ち合わせ時に次項に指示する各種手続きを規制庁担当者と協議し実施すること。この際に、規制庁担当者が掘削地点を決定する。

(a) 調査計画書等の提出

候補地選定をした後、調査計画書を作成し、規制庁担当者の承諾を得ること。

(b) 調査計画書の内容

調査計画書には、少なくとも以下の項目について明記すること。作業主任者及び現場代理人に関わる書類は、上記の「(3) 作業主任者及び現場代理人」に定める要件を各々が充足していることを証明するものとする。

- ・ 調査工程計画表
- ・ 作業主任者及び現場代理人名簿
- ・ 担当技術者名簿
- ・ ボーリング掘削方法
- ・ 使用機器
- ・ 安全管理体制
- ・ 緊急時の対応計画

(5) 必要な手続き

(a) 各種手続き

受注者は、本調査に係わる条例や法令等で必要となる申請・届出等の手続きを行い、印紙等の諸費用を負担すること。手続きを終えた際に、その旨を規制庁担当者に連絡すること。

(b) 用地の確保・補償

受注者は、用地の使用や借用のための交渉を、規制庁担当者の指示の下で代行すること。そのための法律、条例等で必要な申請・届出も規制庁担当者の指示の下で行うこと。また用地の借用料及び用地の整地、復元の費用等、本調査工事に関する補償の一切を負担すること。

(6) 現状復帰

受注者は、調査工事完了後は直ちに仮設物、工事機器等を撤去し、用地を原形に復旧すること。ボーリング孔は後に支障が生じないように完全に埋め戻すこと。最後に土地所有者・耕作者の承認を得ること。

(7) 作業日報

以下の項目を作業日毎に規制庁担当者に連絡すること。

- ・ 施工日、時刻及び天候
- ・ 作業者氏名

- ・作業内容：それぞれの調査工事毎に詳しく記載すること。
- ・特記事項

4. 2. 室内分析

4. 2. 1. テフラ分析

(1) 実施場所

受注者の用意する偏光顕微鏡、X線マイクロアナライザー及びレーザーアブレーション ICP 質量分析器が設置された屋内実験室。

(2) 分析対象・数量

室内分析は、地質調査によって得た試料又は規制庁が保有する既存試料（規制庁職員によって選定・提供）を用いて、テフラ粒子構成比分析、顕微鏡写真撮影、EDS（Energy Dispersive X-ray Spectrometry）分析（主成分元素組成分析）及び LA-ICP-MS（Laser Ablation ICP Mass Spectrometry）分析（微量成分元素組成分析）を行うこと。数量は表 4.2.1.1 の通り。

表 4.2.1.1 テフラ分析数量表

項目	細分	数量
テフラ分析	テフラ粒子構成比概略分析	1,700 分析以上*
	テフラ粒子構成比詳細分析	50 分析以上*
	顕微鏡写真撮影	50 分析以上
	EDS 分析	650 分析以上
	LA-ICP-MS 分析	250 分析以上

*概略・詳細分析の内訳は、地質調査の結果や試料の保存状態等によって変更されることがある。

(3) 作業内容

テフラ分析は、以下の作業手順で行うこと。

(a) テフラ粒子構成比分析

a) 前処理

1/16 mm 以下、1/16～1/8 mm、1/8 mm 以上に篩い分ける。超音波洗浄の後、風乾し、1/16～1/8 mm のものを試料袋に保存すること。

b) プレパラート作成

上記 a) で前処理した 1/16～1/8 mm サイズの粒子を Nd=1.545 程度の樹脂にて封入すること。プレパラートには試料ラベルを付けること。

c) 検鏡

上記 b) で作成したプレパラートに対して、火山ガラス及び鉱物について偏光顕微鏡を用いて検鏡すること。

【テフラ粒子構成比概略分析】

1 分析につき 3000 粒子を偏光顕微鏡にて検鏡し、鉱物ごとに個数をカウントすること。鉱物のカウントは、斜方輝石、角閃石、カミングトン閃石及び高温型石英を対象にするこ

と。これに加えて、かんらん石、雲母の含有があった場合、及び鉱物にガラスの付着が見られた場合、特記事項に記す。火山ガラスについては、形態ごとにカウントを行うこと。

【テフラ粒子構成比詳細分析】

1 分析につき 300 粒子を偏光顕微鏡にて検鏡し、鉱物ごとに個数をカウントすること。鉱物のカウントは、かんらん石、単斜輝石、斜方輝石、角閃石、カミングトン閃石、雲母及び高温型石英を対象にすること。これらにガラスが付着している場合は、特記事項に記す。火山ガラスについては、形態ごとにカウントを行うこと。

(b) 顕微鏡写真撮影

a) プレパラートに封入された火山ガラスまたは鉱物*について、顕微鏡写真を撮影すること。

(*撮影対象とする火山ガラスまたは鉱物は、別途指示する)

b) 撮影はオープンニコル像またはクロスニコル像とすること。

c) 写真にはスケールバーを付記すること。

(c) EDS 分析

a) 地質調査によって得た試料、または既存試料から、火山ガラスまたは鉱物*を選定して、EDS 分析を実施すること。

(*分析対象とする火山ガラスまたは鉱物について、別途指示する)

b) 1 分析につき 15 ポイントを目処に測定すること。

(d) LA-ICP-MS 分析

a) 地質調査によって得た試料、または既存試料から、火山ガラスまたは鉱物*を選定して、LA-ICP-MS 分析を実施すること。

(*分析対象とする火山ガラスまたは鉱物について、別途指示する)

b) 1 分析につき 15 ポイントを目処に測定すること。

(4) データ整理

・検鏡（テフラ粒子構成比概略分析）を行う連続試料について、検鏡結果（テフラ粒子ヒストグラム）を層準別に整理してプロットすること。またそのプロットを、既報もしくは規制庁所有の柱状図（作業時に貸与）に併記すること（図 2）。

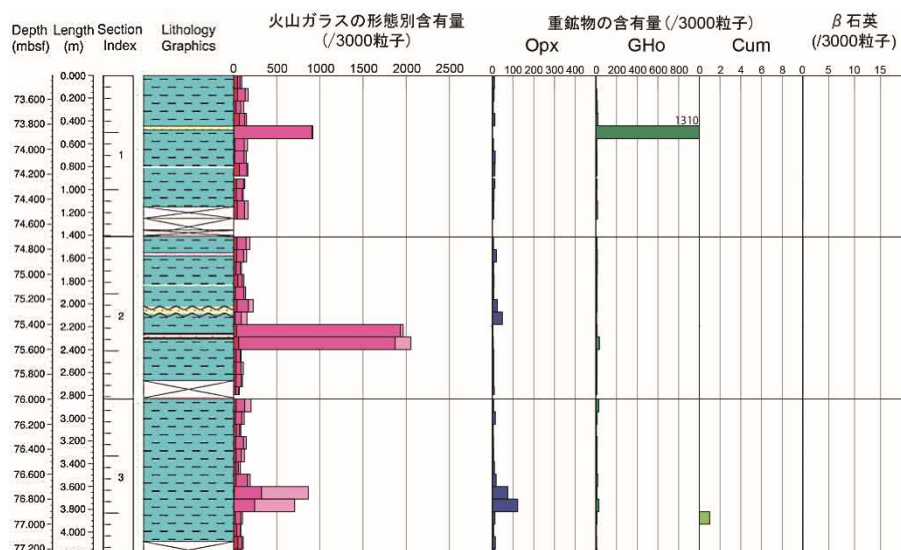


図2 層準別ヒストグラム of 参考図

・EDS 及び LA-ICP-MS 分析結果は、化学組成範囲を基にグループ区分を行うこと。また各グループの平均値及び標準偏差を求めること。

4. 2. 2. 植物珪酸体分析

(1) 実施場所

受注者の用意する偏光顕微鏡が設置された室内実験室。

(2) 分析対象・数量

規制庁が保有する試料を用いて、前処理・植物珪酸体含有量チェックを行い、将来的な植物珪酸体分析（同定及び出現頻度の把握）のための試料選定を行うこと。また、植物珪酸体含有量チェック済みの試料を用いて植物珪酸体の形態観察と同定を行うこと。数量は表 4.2.2.1 の通り。

表 4.2.2.1 植物珪酸体分析数量表

項目	細分	数量
植物珪酸体分析	前処理・プレパラート作成	723 個程度
	植物珪酸体含有量チェック	723 個程度
	植物珪酸体の形態観察と同定	149 個程度

(3) 作業内容

(a) 前処理・プレパラート作成

乾燥、ガラスビーズ添加、有機物処理、微粒子除去、超音波洗浄等の前処理を行った後、処理済み試料をプレパラートに封入する。

(b) 植物珪酸体含有量チェック

上記(a)で作成したプレパラートを検鏡し、植物珪酸体含有量を定性的に確認する。これにより、植物珪酸体分析に資するプレパラートの候補を抽出し、優先順位を決定する。

(c) 植物珪酸体の形態観察と同定

規制庁所有の植物珪酸体含有量チェック済み試料を対象にして、検鏡による植物珪酸体の形態観察と同定を行う。形態観察は、人為的に添加したガラスビーズが 400 個に達するまで行う。なお、植物珪酸体の同定の妥当性を保証するため、代表的な個体の顕微鏡写真撮影（スケールバー配置）を行う。

(4) データ整理

- ・分析結果に基づき、各試料の植物珪酸体群集の構成を記載する。また、群集帯にグルーピングし、特徴化を行う。
- ・各試料のメダケ属とクマザサ属の植物生産量を、これらの植物生産量を基にメダケ率を算出する（杉山、2000；2001）。

4. 3. 成果報告書の作成

(1) 中間報告書の作成

- ・野外踏査（概査）に基づく成果をとりまとめること。露頭位置図、写真または野外踏査時に作成したスケッチまたは簡易柱状図を整理すること。
- ・検鏡（テフラ粒子構成比概略分析または詳細分析）の途中結果をまとめること。
- ・前処理・プレパラート作成及び植物珪酸体含有量チェックの結果に基づき、本分析に資するプレパラートの候補（一覧表）を作成すること。
- ・上記の内容について取りまとめた中間報告書を、令和 7 年 11 月 4 日（火）までに規制庁に提出すること。

(2) 成果報告書（本文）の作成

4. 1. ～ 4. 2. における作業の検討結果をとりまとめた成果報告書を、下記の記載事項に留意して作成すること。

(a) 野外踏査

- ・野外踏査（詳査）に基づく成果をとりまとめること（概査は中間報告書にまとめられるので、本文には不要）。
- ・露頭の位置を位置図に図示し、緯度・経度座標を明記すること。
- ・柱状図または露頭スケッチは縮尺 1/50 程度とすること（試料採取層準を明記）。
- ・テフラ層の横に対比可能なテフラ名を並記すること。複数のテフラ対比候補がある場合は明示すること。

(b) ボーリング調査

- ・ボーリング掘削地点の位置を図示し、緯度・経度座標を明記すること。
- ・テフラ層の横に対比可能なテフラ名を並記すること。複数のテフラ対比候補がある場合は明示すること。

(c) テフラ分析

- ・火山ガラス EDS 分析結果のプロットは、横軸を SiO_2 、縦軸を TiO_2 、 Al_2O_3 、 FeO 、 MnO 、 MgO 、 CaO 、 Na_2O 及び K_2O とすること。
- ・輝石族 EDS 分析結果のプロットは、横軸を $\text{Mg\#}$ 、縦軸を Si 、 Al 、 Fe 、 Mn 、 Mg 及び Ca とすること。
- ・角閃石、カミングトン閃石 EDS 分析結果のプロットは、横軸を $\text{Mg\#}$ 、縦軸を Si 、 Al 、 Ti 、 Fe 、 Mn 、 Mg 、 Ca 、 Na 及び K とすること。
- ・LA-ICP-MS 分析結果のプロットは、コンドライト又は初期マントルで規格化した元素パターンを作成すること。
- ・EDS 及び LA-ICP-MS 分析結果（化学組成）を指標として、テフラを特徴化するとともに、対比が予想されるテフラを根拠とともに記載すること。

(d) 植物珪酸体分析

- ・植物珪酸体の形態観察と同定に基づく成果をとりまとめること（前処理・プレパレート作成及び植物珪酸体含有量チェックは中間報告書にまとめられるので、本文には不要）。
- ・植物珪酸体群集及びその垂直変化を指標にして、更新世の環境変動を推定する。環境変動の推定は、更新世における古気候（氷期・間氷期サイクル）の変遷と海洋酸素同位体層序との対比について行う。
- ・植物珪酸体群集帯と氷期・間氷期（海洋酸素同位体ステージ）の対応を明示し、代表的な海洋酸素同位体比曲線を付記する。特に、植物珪酸体群集（メダケ属とクマザサ属は植物生産量も併記）及びメダケ率は、垂直変化（時代変遷）が視覚的にわかりやすいよう図示する。
- ・規制庁によって提供されるコア柱状図の横に、試料層準と植物珪酸体群集ダイアグラム及び植物珪酸体群集帯を併記する。また、群集帯に対応する氷期・間氷期及び推定される海洋酸素同位体ステージを図示する。

5. 履行期限

令和 8 年 3 月 23 日（月）

（ただし、令和 8 年 3 月 13 日（金）までに成果報告書のドラフトを提出し、規制庁でのレビュー及び承認を受けること）

6. 実施場所

実施内容に応じた実施場所は、4. の各項目における記載を参照すること。

7. 実施責任者及び実施体制

- ・発注者側：原子力規制委員会原子力規制庁長官官房技術基盤グループ安全技術管理官（地震・津波担当）
- ・受注者側：本作業を統括する実施責任者の役職、氏名を実施体制図に明示すること
（あらかじめ下請負者が決まっている場合は、下請負者名及びその発注業務内容を含めて記載すること）。

8. 提出書類及び納入品目

	提出書類及び納入品目	提出部数(注1)	提出期日
1	実施計画書 (注2)	1	契約締結後速やかに提出し、原子力規制庁の承認を受けること。変更時は改訂版を速やかに提出すること。
2	下請負届	1	契約締結後速やかに。該当しない場合は省略できる。
3	情報セキュリティに関する書面 (注3)	1	契約締結後速やかに提出すること。
4	成果報告書 (注4)	7	令和8年3月23日
5	成果物（成果報告書、参考資料等（PDF、Word、PPT、Excel等））一式	1	納入時
6	情報セキュリティ対策報告書	1	納入時
7	完了届	1	納入時

(注1) 原則として電子媒体で提出すること。

(注2) 実施計画書の要求事項は10.によるものとする。

(注3) 情報セキュリティに関する書面の要求事項は13.によるものとする。

(注4) 成果報告書の電子媒体には、報告書のPDFデータのみを格納すること。なお、報告書の表紙等については規制庁が指定するフォーマットで提出すること。

9. 納入場所

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房技術基盤グループ

地震・津波研究部門

東京都港区六本木一丁目9番9号 六本木ファーストビル15階

10. 実施計画書

実施計画書には最小限、以下の内容を記載すること。

(1) 実施内容

実施項目ごとに過不足なく計画を立案し、「作業の流れ」を示すこと。

(2) 実施体制

本作業を統括する実施責任者と、業務管理責任者及び技術管理責任者の役職、氏名を明示した実施体制図を示すこと。ただし、「業務管理責任者」と「技術管理責任者」の兼務を行ってはならない。

- ・ 実施責任者は本作業の遂行にあたり十分な実務能力及びマネジメント能力を有し、本作業を統括する立場にある者とする。
- ・ 実施体制には必ず本件に精通した経験豊富なスタッフを含めること。また、2人以上の直接の担当者を定め、支障なく業務が遂行できるようにすること。
- ・ あらかじめ下請負者が決まっている場合は、下請負者名及びその発注業務内容を含めて記載すること。ただし、金50万円未満の下請負業務、印刷費、会場借料、翻訳費及びその他これに類するものを除く。

(3) 品質管理体制

社内の品質管理体制図及びその説明を示すこと。その中では、品質管理部門と本作業の実

施部門とが独立していることを明示すること。また、本作業にかかわる品質管理の具体的な方法（本作業に関する具体的なチェック項目及びチェックの方法等）を示すこと。

(4) 担当者の技術能力

業務に従事する者の技術能力を明確にすること。

(5) 工程管理

実施項目ごとに無理のない計画を立て、実施工程表を示すこと。

1 1. 無償貸与品等

規制庁所有の地質試料及び試料採取した地層の柱状図。

1 2. 検収条件

本仕様書に記載の内容を満足し、「8. 提出書類及び納入品目」に記載の提出書類及び納入品目が全て提出されていることが確認されたことをもって検収とする。

1 3. 情報セキュリティの確保

受注者（請負者）は、以下の点に留意して情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 受注者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について規制庁担当者に書面で提出すること。
- (2) 受注者は、規制庁担当者から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性を格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講じること。
- (3) また、本業務において受託者が作成する情報については、規制庁担当者からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (4) 受注者は、原子力規制委員会情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は受注者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて規制庁担当者の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (5) 受注者は、規制庁担当者から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。また、請負業務において受注者が作成した情報についても、規制庁担当者からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- (6) 受注者は、本業務の終了時に、業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

（参考）原子力規制委員会情報セキュリティポリシー

<https://www.nra.go.jp/data/000129977.pdf>

1 4. その他

- (1) 受注者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、規制庁担当者と速やかに協議し、その指示に従うこと。
- (2) 作業実施者は、規制庁担当者と日本語で円滑なコミュニケーションが可能で、かつ良好な関係が保てること。
- (3) 業務上不明な事項が生じた場合は、規制庁担当者を確認の上、その指示に従うこと。

- (4) 常に、規制庁担当者との緊密な連絡・協力関係の保持及び十分な支援を提供すること。
- (5) 本調達において納品される成果物の著作権は、検収合格が完了した時点で、規制庁に移転する。受注者は、成果物の作成に当たり、第三者の工業所有権又はノウハウを実施・使用するときは、その実施・使用に対する一切の責任を負う。
- (6) 成果物納入後に受注者の責めによる不備が発見された場合には、受注者は、無償で速やかに必要な措置を講ずること。

引用文献

- 杉山真二、2000。古環境復元に向けた植物珪酸体分析法の確立とその応用に関する研究。東京工業大学博士論文。
- 杉山真二、2001。考古学と植物学。辻誠一郎編「考古学と自然科学－③」同成舎、189-213.

以上

入札適合条件

令和 7 年度断層の活動性評価手法の整備に係る地質調査及び室内分析を実施するにあたり、以下の条件を満たすこと。

- (1) 令和 07・08・09 年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。
- (2) 担当者が、原子力規制委員会原子力規制庁の担当職員と日本語による意思の疎通ができること。
- (3) 実施責任者が所属する組織・部門が一般財団法人 日本情報経済社会推進協会または海外の認定機関により認定された審査登録機関により情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証を受けていること。認証を受けていない場合には、原子力規制委員会情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が確保されていること。
- (4) 本作業の遂行に際して、以下に該当しないことを明記すること。なお、受注者が業務の一部を外注する場合にも外注先（下請負先）に対して同様の考え方の適用を求めるものとする。
 - (a) 原子炉等規制法の規制対象となる者（原子炉設置者、原子力に係る加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業者並びに保安規定を定める核燃料物質使用者）（ただし、原子力規制委員会が一部共管する独立行政法人が受注者となり、共管範囲の業務を行う場合は除く）
 - (b) 原子炉等規制法の許認可対象となる設備の開発、設計及び製造に関わる事業者
 - (c) (a)及び(b) 者の子会社（親会社の出資比率が 50%を超える被支配会社）又は団体（運営費の過半を得ている団体又は構成員の過半数が(a)及び(b)の者である団体）
 - (d) 同時期に同一内容の業務を(a)から(c)の者から受注した者（ただし、原子力規制委員会が一部共管する独立行政法人が受注者となり、共管範囲の業務を行う場合において、当該業務を行う部門と別の部門が同一内容の業務を(a)から(c)の者から受注する場合は除く）
- (5) 技術に関して、テフラの化学組成分析（主成分元素組成分析及び微量成分元素組成分析）に関する能力を有することを判断できる査読付き原著論文 1 本のコピーを添付すること。その論文について、2019 年 1 月以降に公表されたもので、本業務の担当者の一人が著者の中に含まれていること（筆頭／共著者の別を問わない）。また本役務において、その論文の著者である技術者が直接担当者となるよう、実施体制を確保できること（下記（8）参照）。
- (6) 技術に関して、更新世の植物珪酸体分析に関する能力を有することを判断できる査読付き原著論文 1 本のコピーを添付すること。その論文について、2019 年 1 月以降

に公表されたもので、本業務の担当者の一人が著者の中に含まれていること（筆頭／共著者の別を問わない）。また本役務において、その論文の著者である技術者が直接担当者となるよう、実施体制を確保できること（下記（８）参照）。

- （７）作業内容に関して、下記の事項を記した資料を添付すること。
- （a）納期内の作業配分が無理のない作業スケジュールを立て、示すこと。
 - （b）実施項目ごとに過不足なく計画を立案し、「作業の流れ」を示すこと。
 - （c）実施項目ごとに、付表-1 に示す各技術者区分に該当する担当者の作業量（人日数）を、その算出根拠とともに示すこと。ただし、担当者は付表-1 に示すいずれかの技術者区分に必ず該当するものとする。
 - （d）各担当者の月別作業量（人日数）を示すこと。
- （８）実施体制に関して、下記の事項を記した資料を添付すること。
- （a）本作業を統括する実施責任者と、業務管理及び技術管理の体制を示すこと。ただし、「業務管理責任者」と「技術管理責任者」の兼務を行ってはならない。なお、体制において実務作業を担当する者の実名は記載せず、記号で示すこと。上記（５）及び（６）で求める「能力を有する技術者」及び「担当者」もこの記号で示すこと。
 - （b）本作業の実施に必要な各担当者の役割及び略歴を示すこと。略歴は、最終学歴（注１）、卒業年度、入社年度及び実務経験（特に本作業に関連する実務の経験）（注２）等について具体的に記載すること。なお、役割及び略歴では、各担当者の実名は記載せず、上記(a)の記号で示すこと。
 - （注１） 高校、専門学校、大学、修士、博士の別を記載し、学校名を記載する必要はない。ただし、工学部、理学部、経済学部などの専攻を併記のこと。
 - （注２） 作業件名（固有名詞は除く）、受注年度、受注者の区別（国/地方公共団体/民間会社）及び当該作業における役割について記載すること。なお、役割については、プロジェクトマネージャー、システム設計、プログラム作成、解析コード実行（コード名を記載すること）等のように具体的な内容を記載すること。
 - （c）社内の品質保証体制図及びその説明を示すこと。その中では、品質保証部門と本作業の実施部門とが独立していることを明確に示すこと。また、本作業にかかわる品質管理の具体的な方法（本作業に関する具体的なチェック項目及びチェックの方法等）を示すこと。

本件の入札に参加しようとするものは、上記の（１）～（８）までの条件を満たすことを証明するために、様式１及び様式２の適合証明書等を原子力規制委員会原子力規制庁に提出し、原子力規制庁長官官房技術基盤グループ地震・津波研究部門が行う適合審査に合格する必要がある。

なお、適合証明書等（添付資料を含む）を書面で提出する場合は、正１部を提出すること。電子調達システムで参加する場合は、入札説明書に記載の期限までに同システム上で適合証明書を提出すること。

また、適合証明書を作成するに際して質問等を行う必要がある場合には、令和７年５月21日（水）12時までに電子メールで、下記の原子力規制庁長官官房技術基盤グループ地震・津波研究部門に提出すること。

適合証明書等提出先及び質問提出先：

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房技術基盤グループ

地震・津波研究部門

〒106-8450 東京都港区六本木一丁目 9 番 9 号 六本木ファーストビル 1 5 階

担 当：松浦 旅人

(matsuura_tabito_7o6@nra.go.jp)

T E L：0 3—5 1 1 4—2 2 2 6

(様式1)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

所 在 地

商 号 又 は 名 称

代表者役職・氏名

「令和7年度断層の活動性評価手法の整備に係る地質調査及び室内分析」の入札に関し、
応札者の条件を満たしていることを証明するため、適合証明書を提出します。

なお、落札した場合は、仕様書に従い、万全を期して業務を行います。万が一不測の事態
が生じた場合は、原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官の指示の下、全社を挙げて
直ちに対応します。

担当者連絡先

部 署 名 :

責任者名 :

担当者名 :

T E L :

E-mail :

適合証明書

件名：令和7年度断層の活動性評価手法の整備に係る地質調査及び室内分析

商号又は名称：

条 件	回 答 (○or×)	資料 No.
(1) 令和07・08・09年度環境省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。 (2) 担当者が、原子力規制委員会原子力規制庁の担当職員と日本語による意思の疎通ができること。 (3) 実施責任者が所属する組織・部門が一般財団法人 日本情報経済社会推進協会または海外の認定機関により認定された審査登録機関により情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) の認証を受けていること。認証を受けていない場合には、原子力規制委員会情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が確保されていること。 (4) 本作業の遂行に際して、以下に該当しないことを明記すること。なお、受注者が業務の一部を外注する場合にも外注先(下請負先)に対して同様の考え方の適用を求めるものとする。 (a) 原子炉等規制法の規制対象となる者(原子炉設置者、原子力に係る加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業者並びに保安規定を定める核燃料物質使用者)(ただし、原子力規制委員会が一部共管する独立行政法人が受注者となり、共管範囲の業務を行う場合は除く) (b) 原子炉等規制法の許認可対象となる設備の開発、設計及び製造に関わる事業者 (c) (a)及び(b) 者の子会社(親会社の出資比率が50%を超える被支配会社)又は団体(運営費の過半を得ている団体又は構成員の過半数が(a)及び(b)の者である団体) (d) 同時期に同一内容の業務を(a)から(c)の者から受注した者(ただし、原子力規制委員会が一部共管する独立行政法人が受注者となり、共管範囲の業務を行う場合において、当該業務を行う部門と別の部門が同一内容の業務を(a)から(c)の者から受注する場合は除く) (5) 技術に関して、テフラの化学組成分析(主成分元素組成分析及び微量成分元素組成分析)に関する能力を有することを判断できる査読付き原著論文1本のコピーを添付すること。その論文について、2019年1月以降に公表されたもので、本業務の担当者の一人が著者の中に含		

まれていること（筆頭／共著者の別を問わない）。また本役務において、その論文の著者である技術者が直接担当者となるよう、実施体制を確保できること（下記（８）参照）。 （６）技術に関して、更新世の植物珪酸体分析に関する能力を有することを判断できる査読付き原著論文 1 本のコピーを添付すること。その論文について、2019 年 1 月以降に公表されたもので、本業務の担当者の一人が著者の中に含まれていること（筆頭／共著者の別を問わない）。また本役務において、その論文の著者である技術者が直接担当者となるよう、実施体制を確保できること（下記（８）参照）。 （７）作業内容に関して、下記の事項を記した資料を添付すること。 (a) 納期内の作業配分が無理のない作業スケジュールを立て、示すこと。 (b) 実施項目ごとに過不足なく計画を立案し、「作業の流れ」を示すこと。 (c) 実施項目ごとに、付表-1 に示す各技術者区分に該当する担当者の作業量（人日数）を、その算出根拠とともに示すこと。ただし、担当者は付表-1 に示すいずれかの技術者区分に必ず該当するものとする。 (d) 各担当者の月別作業量（人日数）を示すこと。 （８）実施体制に関して、下記の事項を記した資料を添付すること。 (a) 本作業を統括する実施責任者と、業務管理及び技術管理の体制を示すこと。ただし、「業務管理責任者」と「技術管理責任者」の兼務を行ってはならない。なお、体制において実務作業を担当する者の実名は記載せず、記号で示すこと。上記（５）及び（６）で求める「能力を有する技術者」及び「担当者」もこの記号で示すこと。 (b) 本作業の実施に必要な各担当者の役割及び略歴を示すこと。略歴は、最終学歴（注１）、卒業年度、入社年度及び実務経験（特に本作業に関連する実務の経験）（注２）等について具体的に記載すること。なお、役割及び略歴では、各担当者の実名は記載せず、上記(a)の記号で示すこと。 （注１） 高校、専門学校、大学、修士、博士の別を記載し、学校名を記載する必要はない。ただし、工学部、理学部、経済学部などの専攻を併記のこと。 （注２） 作業件名（固有名詞は除く）、受注年度、受注者の区別（国/地方公共団体/民間会社）及び当該作業における役割について記載すること。なお、役割については、プロジェクトマネージャー、システム設計、プログラム作成、解析コード実行（コード名を記載すること）等のように具体的な内容を記載すること。 (c) 社内の品質保証体制図及びその説明を示すこと。その中では、品質保証部門と本作業の実施部門とが独立していることを明確に示すこと。また、本作業にかかわる品質管理の具体的な方法（本作業に関する具体的なチェック項目及びチェックの方法等）を示すこと。		
--	--	--

適合証明書に対する照会先

所在地 : (郵便番号も記載のこと)
商号又は名称及び所属 :
担当者名 :
電話番号 :
E-Mail :

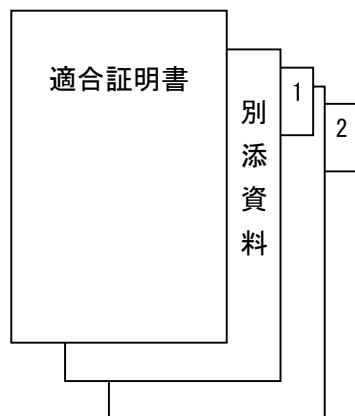
付表-1 技術者の適用業務区分

技術者区分	適用業務
主任技術者	先例が少なく特殊な工法や解析を伴う極めて高度あるいは専門的な業務を指導統括する能力を有する技術者。
技師長	複数の定型業務を統括し、極めて高度で複合的な業務のプロジェクトマネージャーを務める技術者。
主任技師	定型業務に精通し部下を指導して複数の業務を担当する。また非定型業務を指導し最重要部分を担当する。
技師 A	一般的な定型業務に精通するとともに高度な定型業務を複数担当する。また上司の指導の下に非定型業務を担当する。
技師 B	一般的な定型業務を複数担当する。また上司の包括的指示の下に高度な定型業務を担当する。
技師 C	上司の包括的指示の下に一般的な定型業務を担当する。また上司の指導の下に高度な定型業務を担当する。
技術員	上司の指導の下に一般的な定型業務の一部を担当する。また補助員（賃金）を指導して基礎的資料を作成する。

以上

記載上の注意

1. 適合証明書の様式で要求している事項については、指定された箇所に記載すること。なお、回答欄には、条件を全て満たす場合は「○」、満たさない場合は「×」を記載すること。
2. 内容を確認できる書類等を要求している場合は必ず添付した上で提出すること。なお、応札者が必要であると判断する場合については他の資料を添付することができる。
3. 適合証明書の説明として別添資料を用いる場合は、当該項目の「資料 No.」欄に資料番号を記載すること。
その場合、提出する別添資料の該当部分をマーカー、丸囲み等により分かりやすくすること。
4. 資料は、日本語（日本語以外の資料については日本語訳を添付）、A 4 判（縦置き、横書き）で提出するものとし、様式はここに定めるもの以外については任意とする。
5. 適合証明書は、下図のようにまとめ提出すること。



- ①項目ごとにインデックス等を付ける。
- ②紙ファイル、クリップ等により、順序よくまとめ綴じる。

(案) 契 約 書

支出負担行為担当官 原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 名（以下「甲」という。）と、相手方名称 代表者氏名（以下「乙」という。）とは、「令和7年度断層の活動性評価手法の整備に係る地質調査及び室内分析」について、次の条項（特記事項を含む。）により契約（以下「本契約」という。）を締結する。

目 的 乙は、別添の仕様書に基づき業務（以下「本業務」という。）を行うものとする。

契 約 金 額 金 〇〇 円
 （うち消費税額及び地方消費税額 〇〇 円）
 消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した額である。

契 約 期 間 契約締結日から令和8年3月23日までとする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各1通を保有する。

年 月 日

甲 東京都港区六本木一丁目9番9号
 支出負担行為担当官
 原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 名

乙

(契約保証金)

第1条 甲は、本契約の保証金を免除するものとする。

(一括委任又は一括下請負の禁止等)

第2条 乙は、本契約に基づく業務の全部若しくは大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書に基づき本業務の全部若しくは大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせる場合には、委任又は請負寄せた業務に関する当該第三者（以下「下請負人」という。下請が数次にわたるときは全ての下請負人を含む。）に本契約に基づき乙が負う義務を遵守させるとともに、委任又は請け負寄せた業務に伴う下請負人の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。本項に基づく乙の責任は本契約終了後も有効に存続する。

3 乙は、第1項ただし書に基づき本業務の全部若しくは大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせる場合には、乙が本契約を遵守するために必要な事項について、下請負人と書面で約定しなければならない。また、乙は、甲から当該書面の写しの提出を求められたときは、遅滞なく、これを甲に提出しなければならない。

(監督)

第3条 乙は、甲が定める監督職員の指示に従うとともに、その職務に協力しなければならない。

2 甲は、いつでも乙に対し本契約の履行に関し報告を求めることができ、甲が必要と認める場合には、乙の事業所等において本契約の履行状況を調査することができる。

(完了の通知)

第4条 乙は、本業務の全部が完了したときは、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

(検査の時期等)

第5条 甲は、前条の通知を受けた日から10日以内に本業務の成果を検査し、本契約に基づく業務が完了したことを確認したときは、その当該検査に合格したものにつき引渡し又は給付を受けるものとする。

(天災その他の不可抗力等による損害)

第6条 前条の引渡し又は給付前に、天災その他の不可抗力を含む当事者双方の責めに帰することができない事由によって損害が生じたときは、その損害は、乙の負担とする。

(対価の支払)

第7条 甲は、第5条の引渡し又は給付を受けた後、乙から適法な支払請求書を受理した日から30日（以下「約定期間」という。）以内に対価を乙に支払わなければならない。

(遅延利息)

第8条 甲が前条の約定期間内に代金を支払わない場合には、甲は、遅延利息として約定期間満了の日の翌日から支払日までの日数に応じ、当該未払金額に対して政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を乙に支払うものとする。

(違約金)

第9条 乙が次の各号のいずれかに該当するときは、甲は、違約金として当該各号に定める額を徴収することができる。

(1) 乙が天災その他の不可抗力の原因によらないで、完了期限までに本契約に基づき納品される納入物（以下「納入物」という。）の引渡しを終わらないとき 延引日数1日につき契約金額の1,000分の1に相当する額

(2) 乙が天災その他の不可抗力の原因によらないで、完了期限までに納入物の引渡しが終わる見込みがないと甲が認めたとき 契約金額の100分の10に相当する額

- (3) 乙が正当な事由なく解約を申し出たとき 契約金額の100分の10に相当する額
 - (4) 甲が本契約締結後に保全を要するとして指定した情報（以下「保全情報」という。）が乙の責に帰すべき事由により甲又は乙以外の者（乙の親会社、地域統括会社等を含む。以下同じ。ただし、第13条第1項の規定により甲が個別に許可した者を除く。）に漏えいしたとき 契約金額の100分の10に相当する額
 - (5) 本契約の履行に関し、乙又はその使用人等に不正の行為があったとき 契約金額の100分の10に相当する額
 - (6) 前各号に定めるもののほか、乙が本契約の規定に違反したとき 契約金額の100分の10に相当する額
- 2 乙が前項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対する年3パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（契約の解除等）

- 第10条 甲は、乙が前条第1項各号のいずれかに該当するときは、催告を要さず本契約を直ちに解除することができる。この場合、甲は、乙に対して契約金額その他これまでに履行された本業務の代金及び費用を支払う義務を負わない。
- 2 甲は、前項の規定により本契約を解除した場合において、契約金額の全部又は一部を乙に支払っているときは、乙に対し、期限を定めてその全部又は一部の返還を請求することができる。

（契約不適合責任）

- 第11条 甲は、本業務完了後も、本業務の成果が種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しない（以下「契約不適合」という。）ときは、乙に対して相当の期間を定めて催告し、本業務の成果の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完をさせることができる。
- 2 甲は、前項の規定により契約不適合に関し履行の追完を請求するには、その契約不適合の事実を知った時から1年以内に乙に通知することを要する。ただし、乙が、本業務の成果を甲に引き渡した時において、その契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。
- 3 乙が第1項の期間内に履行の追完をしないときは、甲は、乙の負担において第三者に履行の追完をさせ、又は契約不適合の程度に応じて乙に対する対価の減額を請求することができる。
- 4 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、甲は、第1項の催告をすることなく、直ちに乙の負担において第三者に履行の追完をさせ、又は代金の減額を請求することができる。
- (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 本契約の完了期限内に履行の追完がなされないことにより本契約の目的を達することができないとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、甲が第1項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（損害賠償）

- 第12条 第9条から第11条の規定は、甲による損害賠償の請求を妨げない。
- 2 甲は、前項の規定により種類又は品質に関する契約不適合を理由とする損害の賠償を請求するには、その契約不適合を知った時から1年以内に乙に通知することを要する。

（保全情報の取扱い）

- 第13条 乙は、保全情報を乙以外の者に提供してはならない。ただし、甲が個別に許可した場合はこの限りでない。
- 2 乙は、本業務を完了したとき、又は本契約が解除されたときは、甲が指示する方法により、速やかに保全情報を返却又は削除しなくてはならない。
- 3 乙は、保全情報が乙以外の者（ただし、第1項ただし書の規定により甲が個別に許可した者を除く。）に漏えいした疑いが生じた場合には、契約期間内であるかを問わず、直ちに甲に報告しなければならない。また、乙は、契約期間内であるかを問わず保全情報の漏えいに関する調査に協力するものとする。

(秘密の保持)

第14条 前条に定めるほか、乙は、本業務の一切について秘密を保持し、漏えい防止の責任を負うものとする。

2 乙は、本契約終了後においても前項の責任を負うものとする。

(債権譲渡の禁止)

第15条 乙は、甲の承諾を得ずに、本契約によって生じる契約上の地位又は権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して金銭債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 乙が本契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、前項ただし書に基づいて金銭債権の譲渡を行い、甲に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、甲は、次の各号に掲げる事項を主張する権利を留保し又は次の各号に掲げる抗弁を留保するものとする。また、乙から金銭債権を譲り受けた者（以下「譲受人」という。）が甲に対して債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知又は民法第467条若しくは債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

(1) 譲受人は、譲渡対象債権について、前項ただし書に掲げる者以外への譲渡、質権の設定又はその他債権の帰属若しくは行使を害する行為を行わないこと。

(2) 甲は、乙による債権譲渡後も、乙との協議のみにより、納地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、譲受人は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら乙と譲受人の間の協議により決定されなければならないこと。

3 第1項ただし書に基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、甲が同令第1条第3号に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

(著作権等の帰属・使用)

第16条 乙は、納入物に係る全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む。ただし、乙（下請負人を含む）又は第三者が従前から保有していた著作物の著作権を除く。）を甲に無償で譲渡するものとし、その譲渡は、第5条の規定により甲が乙から納入物の引渡しを受けたときに行われたものとみなす。この場合において、乙は、譲渡証その他の譲渡を証する書面の作成等に協力しなければならない。

2 乙は、納入物に関して著作者人格権を行使しないことに同意する。

3 乙は、当該著作物の著作者が乙以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。

4 乙は、本契約に基づく業務を行うに当たり、特許権その他第三者の権利の対象になっているものを使用するときは、その使用に関する一切の責任を負う。

(個人情報の取扱い)

第17条 乙は、甲から預託された個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項及び第2項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）については、善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

2 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合は、この限りでない。

(1) 甲から預託を受けた個人情報を第三者（第2条第2項に定める下請負人を含む。）に預託し、提供し、又はその内容を知らせること。

(2) 甲から預託を受けた個人情報について、本契約の目的の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。

(3) 本契約に関して自ら収集し、又は作成した個人情報について、甲が示した利用目的（特に明示がない場合は本契約の目的）の範囲を超えて使用すること。

- 3 乙は、甲から預託を受けた個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 4 甲は、必要と認めるときは、乙の事業所等において、甲が預託した個人情報の管理の適切性等について調査し、乙に対し必要な指示をすることができる。乙は、甲からその調査及び指示を受けた場合には、甲に協力するとともにその指示に従わなければならない。
- 5 乙は、甲から預託を受けた個人情報を、本契約終了後、又はその解除後速やかに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。
- 6 乙は、甲から預託を受けた個人情報の漏えい、滅失、毀損、不正使用その他本条に違反する事実を認識した場合には、直ちに自己の費用及び責任において被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、甲に当該事実が発生した旨、並びに被害状況、復旧等の措置及び本人（個人情報により識別されることとなる特定の個人）への対応等について、直ちに報告しなければならない。また、甲から更なる報告又は何らかの措置・対応の指示を受けた場合には、乙は当該指示に従うものとする。
- 7 本条の規定は、本契約又は本業務に関連して乙が甲から預託され、又は自ら取得した個人情報について、本業務を完了し、又は解除その他の理由により本契約が終了した後であっても、なおその効力を有する。

（資料等の管理）

- 第18条 乙は、甲から借り受けた資料等については、十分な注意を払い、紛失又は滅失しないよう万全の措置をとらなければならない。

（契約等の公表）

- 第19条 乙は、本契約の名称、概要及び契約金額並びに乙の商号又は名称及び住所等を甲が公表することに同意する。

（契約書の解釈、変更）

- 第20条 本契約に関する一切の事項については、甲、乙協議の上、書面の合意により、変更することができる。
- 2 本契約の規定について解釈上疑義を生じた場合、又は本契約に定めのない事項については、甲、乙協議の上決定する。

（紛争の解決方法）

- 第21条 甲及び乙は、本契約から生じる又は本契約に関連して生じる一切の紛争について、甲の所在地を管轄する地方裁判所を、第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

特記事項

【特記事項 1】

(談合等の不正行為による契約の解除)

第1条 甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為を行ったことにより、次のイからハまでのいずれかに該当することとなったとき
 - イ 独占禁止法第61条第1項に規定する排除措置命令が確定したとき
 - ロ 独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金納付命令が確定したとき
 - ハ 独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項に規定する課徴金の納付を命じない旨の通知があったとき
- (2) 本契約に関し、乙の独占禁止法第89条又は第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき
- (3) 本契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条に規定する刑が確定したとき

(談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出)

第2条 乙は、前条第1号イからハまでのいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号に定める文書の写しを甲に提出しなければならない。

- (1) 前条第1号イ 独占禁止法第61条第1項の排除措置命令書
- (2) 前条第1号ロ 独占禁止法第62条第1項の課徴金納付命令書
- (3) 前条第1号ハ 独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の課徴金の納付を命じない旨の通知文書

(談合等の不正行為による損害の賠償)

第3条 乙が、本契約に関し、第1条各号のいずれかに該当したときは、乙は、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

3 第1項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者が負担する債務は、連帯債務とする。

4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の金額を超える場合においては、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

5 乙が第1項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対する年3パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

【特記事項 2】

(暴力団関与の属性要件に基づく契約解除)

第4条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(下請負契約等に関する契約解除)

第5条 乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受任者が、本契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。）が解除対象者（前条各号のいずれかに規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し解除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第6条 甲は、第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。

- 2 乙は、甲が第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
- 3 乙が、本契約に関し、第4条又は前条第2項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 4 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 5 第2項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者が負担する債務は、連帯債務とする。
- 6 第3項の規定は、甲に生じた実際の損害額が、同項に規定する違約金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 7 乙が、第3項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対する年3パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(不当要求等に関する通報・報告)

第7条 乙は、本契約に関して、乙又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当要求等」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当要求等の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

※ 以下、仕様書を添付